

リサイクルプラザビデオテープ等再資源化業務仕様書

1 総則

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）が発注するリサイクルプラザビデオテープ等再資源化業務（以下「委託業務」という。）に適用する。

2 履行場所

鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ
鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地

3 委託業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託業務の内容

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（以下「甲の施設」という。）へ搬入並びに不適物として除去されたビデオテープ及びカセットテープ（以下「ビデオテープ等」という。）を甲の施設から受託者（以下「乙」という。）の再資源化施設まで運搬し、再資源化する。

5 委託業務の実施条件等

(1) 委託業務の処理対象となるビデオテープ等

当該業務の処理対象とするビデオテープ等は、甲の施設から発生するビデオテープ等のうち、次のものをいう。

ア プラットホームに設置されているフレコンバッグに貯留したビデオテープ等

イ 工場棟不燃ごみラインで分別され、工場棟1階に設置されているフレコンバッグに貯留されたビデオテープ等

(2) 運搬業務

ア 運搬業務を処理する日及び時間等

原則として、リサイクルプラザの稼働日（土曜日、日曜日、国民の祝日、1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日までを除く日をいう。）で、甲の指示する日の午前8時30分から午後4時までの間とする。ただし、ごみの搬入量の変動等必要がある場合については、甲との事前協議によりリサイクルプラザ稼働日以外及び時間外においても業務を処理すること。

イ 運搬車両の条件等

運搬業務に使用する車両（以下「運搬車両」という。）については、次の条件に適合する車両であること。

(ア) ビデオテープ等の運搬容器は1トンフレコンバックを使用し、1回の搬出は8袋～10袋とするため、積載に対応できる車両を準備すること。（フレコンバックの積載量は運搬車両の形状により変動する。）

(イ) 運搬車両は、フレコンバックを荷台に積みこめる車載式クレーンを装備しているこ

と。

(3) ビデオテープ等の発生予測量

年間で約9,190kg程度。また、ビデオテープ等が入った1トンフレコンバッグは1袋当たり約200kgである。

搬出1回当たりの重量は約1,600kg(1トンフレコンバッグ8袋の場合)

※注) 当該発生量は、ごみの搬入状況等により変動する可能性がある。

(4) 運搬業務の実施方法等

甲の指示があった場合、原則として直ちにビデオテープ等の運搬業務を実施するものとするが、その具体的な方法については、甲が別に定める手順により実施するものとする。

(5) 業務の処理実績の算定方法等

甲の施設の計量設備において計量した重量をもって委託業務の処理実績とし、委託料の算定数値とする。

(6) 再資源化業務に係る条件

ア ビデオテープ等の再資源化とは、マテリアルリサイクル若しくはマテリアルリサイクルに供するための材料の製造またはRPF製品の製造のいずれかまたは全部を行うことをいう。

イ ビデオテープ等の再資源化は、乙の施設において行うこと。

ウ 再資源化物は、その利用者に有償又は無償で譲渡されるものであること。

エ 契約後、速やかに再資源化の処理フローを提出すること。

オ 業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関連法令を遵守すること。

(7) その他条件

搬出で使用したフレコンバッグは、中身进行处理した後、次回の搬出用に甲へ返却するか、これに代わるフレコンバッグを準備し甲へ渡すこと。

6 運搬業務の実施詳細手順

(1) 乙は、甲の指示を受けたときは、直ちに運搬車両を甲の施設に派遣し、来所時に甲の施設の計量設備で車両重量を計測する。

(2) 乙は、甲の指示する場所に運搬車両を停車させる。

(3) 甲が、プラットホーム内に設置されているビデオテープ等が入ったフレコンバッグ及び、不燃ごみラインに設置されているビデオテープ等が入ったフレコンバッグを、乙の運搬車両まで運搬する。

(4) 乙は、フレコンバッグを運搬車両の荷台に積載する。

(5) 乙は、積載が全て完了した後、運搬車両の荷台に積荷の飛散防止等の措置を行う。

(6) 乙は、甲の計量設備で、運搬車両の重量を計測する。

(7) 計量が終了した後、乙の再資源化施設までビデオテープ等を運搬する。

7 運搬処理実績報告書

毎月、甲が別に定める報告様式により、運搬業務については甲の施設の計量設備での計量結

果に基づき当該月分ごとに取りまとめ、再資源化業務については乙の施設で処理されたビデオテープ等の処理状況、再資源化の実績を当該月分ごとに取りまとめ、甲に報告すること。

8 遵守事項

- (1) 委託業務の処理に関して、事故その他異常が発生したときは、直ちに甲に報告すること。
- (2) 委託業務の処理に当たっては、甲の施設等を破損し又は汚損しないよう行うこと。
- (3) 委託業務の処理中は、作業員、甲及び第三者に対して事故等が発生しないように安全に行うこと。特に運搬中は交通法規を遵守し、事故防止に努めること。

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司 様

受託者 住 所
会 社 名
代表者名

下記のとおり、令和 年 月の委託業務が完了しましたので、報告します。

記

- 1 委託業務名 リサイクルプラザビデオテープ等再資源化業務
2 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
3 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
4 委託料 令和 年 月分 金 円
(うち消費税額及び地方消費税の額 円)

5 当月の委託業務処理状況

(1) 履行期間内の運搬処理量 運搬台数 台 k g

(2) 履行期間内の再資源化施設処理実績 k g

(3) 再資源化物の再生利用方法等

[]

※運搬・処理量の詳細は、別紙のとおり。

令和5年4月25日

入 札 書（第 回）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

| | |
|---------|--|
| 件 名 | リサイクルプラザビデオテープ等再資源化業務 |
| 業 務 場 所 | 鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地 リサイクルプラザ |
| 入 札 金 額 | 金 円 $\left(\begin{array}{l} 10\text{kg} \text{ 当たり 単価} \\ \text{整数で記入} \end{array} \right)$ |

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 件 名 リサイクルプラザビデオテープ等再資源化業務
- 2 入 札 日 令和5年4月25日
- 3 辞 退 理 由

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配達日
指定郵便

配達指定日

令和5年4月24日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

| | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 入 札 番 号 | 広施21 |
| 案 件 名 | リサイクルプラザビデオテープ等再資源化業務 |
| 差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名 | ※ |

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。